

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例施行規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第156号

## 京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例施行規則

### (用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

### (自主回収の着手の報告)

第2条 条例第15条第2項各号列記以外の部分に規定する別に定める書類その他の物件は、次に掲げるものとする。

(1) 回収する食品等の写真（当該食品等を撮影することが困難な場合にあっては、当該食品等に類似するものの写真）

(2) その他回収する食品等を特定するために必要な書類その他の物件

2 条例第15条第2項第5号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる特定食品等事業者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア 回収する食品等を販売し、製造し、又は輸入した者 当該食品等を販売し、  
製造し、又は輸入した年月日及び数量

イ 回収する食品又は添加物を加工した者 当該食品又は添加物を加工した年月  
日及び数量

(2) 回収する食品若しくは添加物を摂取し、又は回収する器具若しくは容器包装を  
使用することにより、人の健康に及ぼすことが想定される悪影響の内容及び程度

### (自主回収の終了の報告)

第3条 条例第16条第2項各号列記以外の部分に規定する別に定める書類その他の物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 回収した食品等の写真
- (2) その他回収した食品等を特定するために必要な書類その他の物件

2 条例第16条第2項第4号に規定する別に定める事項は、回収した食品等に係る条例第15条第1項各号に規定する行為について、その再発を防止するために特定食品等事業者が講じる措置とする。

(審議会の会長及び副会長)

第4条 京都市食の安全安心推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(審議会に関する補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、同年10月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)